

エンディングゲーム（ACP啓発ボードゲーム）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（株）omni healが制作したエンディングゲーム（以下、「エンディングゲーム」という。）を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 エンディングゲームは、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の研修等において使用するものとする。

（貸出対象者）

第3条 エンディングゲームの貸出しの対象者は、原則、市内の医療機関及び介護・福祉関係機関とする。

（貸出申込み）

第4条 エンディングゲームを借り受けようとする者（以下、「借受者」とする）は、「エンディングゲーム（ACP啓発ボードゲーム）貸出申込書（別記様式第1号）」を市長に提出し、エンディングゲームを借り受けるものとする。

なお、電子申込システムにより受付する場合の様式は、電子申込システム上の入力フォームとする。

（貸出期間）

第5条 エンディングゲームの貸出期間は、借り受けた日から14日以内とし、原則として延長は認めない。但し、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出台数）

第6条 エンディングゲームの貸出台数は、原則、1回の貸出期間につき最大10セットとする。但し、研修参加者3～4人あたり1セットとし、参加者数を超える場合はこの限りでない。

（貸出料）

第7条 エンディングゲームの貸出しは、無料とする。ただし、エンディングゲームの備品である遺言書の印刷費など、準備が必要なものについては借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）エンディングゲームは、ACPの啓発を目的にした研修等で使用すること
- （2）エンディングゲームを借り受けた権利の譲渡や転貸しないこと
- （3）エンディングゲームを複製しないこと
- （4）滅失又はき損しないよう使用すること
- （5）貸出期間を厳守すること
- （6）市が返却を求めた場合は、直ちに返却すること
- （7）その他市長が指示した事項

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由によってエンディングゲームを滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 エンディングゲームの使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、エンディングゲームの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。